国への要望事項

2021 年 11 月 18 日 一般社団法人日本 B P O協会

1 同一労働同一賃金法制の適正な履行のためには、派遣先の理解が不可欠である。本年 4 月から中小企業においても同法制が施行されたところであり、大企業、中小企業ともに、 同法制の理解促進をお願いしたい。

また、パート・有期雇用労働者の待遇改善も重要な課題であるので、これらの者に関しても、同一労働同一賃金法制の理解促進をお願いしたい。

- 2 雇用調整助成金等の特例措置について、今後の取扱いが検討されているが、同助成金を 活用して雇用の維持に取り組んでいる会員企業もいるので、引き続き、必要な措置をお願 いしたい。
- 3 AI、IoT等の進展により、求められる知識、スキルが大きく変化し、これに対応したジョブチェンジ、教育訓練が必要になるので、これらに対する助成措置など積極的な支援をお願いしたい。

また、人材開発支援助成金については、主なコースの対象者は「正規雇用労働者及び多様な正社員」とされ、派遣労働者は対象となっていないので、見直しをお願いしたい。

- 4 職業安定法の改正に向けて検討が進められているが、雇用仲介事業のうち、インターネット上のシステム提供によるスポットマッチング事業は、その実態から職業紹介事業に該当すると考えられるので、適正な事業運営が行われるよう、対応をお願いしたい。
- 5 2019 年 4 月から、年次有給休暇が 10 日以上付与される労働者について、年 5 日の年 次有給休暇の確実な取得が義務付けられたところであるが、確実な履行を推進するため、社会全体に対して、この制度改正についての理解促進をお願いしたい。